

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		土砂等のたい積の許可
根拠法令及び条項		新座市土砂等のたい積の規制に関する条例第5条第1項
所管部課係名		市民生活部環境課環境保全係
審査基準	関係条項	新座市土砂等のたい積の規制に関する条例施行規則第2条
	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>必要な書類が全て整い、内容に矛盾や不適切が生じていない限り許可する。</p> <p>(1) 市長の指示に従うこと。</p> <p>(2) 第三者に損害を与えたときは、損害賠償を行うこと。</p> <p>(3) この条例による許可を取り消し、このために損失が生じても市は補償しないこと。</p> <p>(4) たい積場所の出入口には、必要に応じて交通整理員を配置すること。</p> <p>(5) たい積場所の出入口には、工事関係者以外の者が入れないように安全措置を講じること。</p> <p>(6) 騒音及び振動の対策を講じること。</p> <p>(7) 汚染された土砂はたい積しないこと。</p> <p>(8) 夜間の作業は行わないこと。</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成17年12月20日設定(平成 年 月 日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	<p>総日数未設定</p> <p>理由 土砂のたい積を行う土地が農地である場合、農業委員会への農地転用の申請と平行して申請されることが多く、農業委員会と同時の交付を目指している。市街化区域の農地は届出のみであり2週間以内の交付となっているが、調整区域の農地は農業委員会の会議の開催が月に1回であることから、その開催日の如何によってかなり左右されるため</p>
	設定等年月日	平成 年 月 日設定(平成 年 月 日最終変更)